

「中間前金払制度」導入のお知らせ

最近の厳しい経済状況を踏まえ、美祢市では中間前金払制度を導入することとしましたので、お知らせします。

1 中間前金払とは

現在、美祢市では請負代金額が300万円以上の工事について、その請負代金額の10分の4以内において前金払制度を実施しています。

この度導入する中間前金払制度とは、当初の前払金に追加して、工事の中間段階で、請負代金額の10分の2以内で中間前払金を支払うものです。

2 対象となる工事

平成23年8月1日以降に契約締結するもので、請負代金額が300万円以上かつ当初に前払金の支払いを受けている工事が対象となります。

3 中間前金払ができる要件

- 1) 工期の2分の1を経過していること。
- 2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

4 中間前金払の金額

請負代金の10分の2以内の額

5 中間前金払と部分払の選択

美祢市工事請負契約約款に基づき、中間前金払と部分払のどちらかを請求することができます。ただし、部分払を請求した場合は、中間前金払の請求はできません。その逆も特例を除いて同じです。いったん請求した後の変更は認められませんので注意して下さい。

6 中間前払金の請求手続

- ①認定請求 認定請求書（別記様式第2号）に工事履行報告書（別記様式第3号）を添付して工事担当課に提出して下さい。
↓
- ②認定調書（別記様式第4号）の交付 ← 工事担当課
↓
- ③支払請求 中間前払金支払請求書（別記様式第5号）に保証事業会社等の保証証書を添えて工事担当課に提出して下さい。
※出来高検査は行いません。
↓
- ④中間前払金の振込

※詳しいことは美祢市役所総務部監理課（電話 0837-52-1119）にお問い合わせ下さい。

例) 請負契約の変更があったとき

◎増額変更の場合

請負金額	1,000万円	当初の前払金	400万円
増額変更	300万円		

$$\begin{aligned} & \text{変更後の請負代金額} \times 60\% - \text{当初の前払金} \\ & = 13,000,000 \text{円} \times 60\% - 4,000,000 \text{円} \\ & = 3,800,000 \text{円} \quad \cdots \quad A \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{変更後の請負代金額} \times 20\% \\ & = 13,000,000 \text{円} \times 20\% \\ & = 2,600,000 \text{円} \quad \cdots \quad B \end{aligned}$$

$A > B$ (少ないほうを選択)
∴ 中間前払金請求可能額 = 260万円

◎減額変更の場合

請負金額	1,000万円	当初の前払金	400万円
減額変更	△300万円		

$$\begin{aligned} & \text{変更後の請負代金額} \times 60\% - \text{当初の前払金} \\ & = 7,000,000 \text{円} \times 60\% - 4,000,000 \text{円} \\ & = 200,000 \text{円} \quad \cdots \quad A \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{変更後の請負代金額} \times 20\% \\ & = 7,000,000 \text{円} \times 20\% \\ & = 1,400,000 \text{円} \quad \cdots \quad B \end{aligned}$$

$A < B$ (少ないほうを選択)
∴ 中間前払金請求可能額 = 20万円